

市町村が実施した

{  
ヒトパピローマウイルスワクチン  
ヒブワクチン  
小児用肺炎球菌ワクチン  
}

の接種を

平成 25 年 3 月 31 日までに受けた方へのお知らせ

平成 25 年 3 月 31 日までに、市町村の助成により、ヒトパピローマウイルスワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのいずれかを接種した方のうち、接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合があります。

支給対象となるのは、請求した日から遡って 5 年以内に受けた医療に限られていますので、お心当たりのある方は、具体的な請求方法等について、以下の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の救済制度相談窓口にお問い合わせください。

**【相談窓口】**

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口  
0120-149-931（フリーダイヤル）

※IP 電話等の方でフリーダイヤルが御利用になれない場合は、03-3506-9411（有料）を御利用ください。

**<受付時間>**

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前 9 時から午後 5 時